

平成16年 第1回沼田町議会定例会 会議録 (1日目)

平成16年 3月 5日(金)

午前10時02分 開会

1. 出席議員

議長	9番	吉田好宏	議員	1番	杉本邦雄	議員
	2番	横山忠男	議員	3番	室田俊朗	議員
	4番	久保寛	議員	5番	津川均	議員
	6番	山田英次	議員	7番	上野敏夫	議員
	8番	絵内勝己	議員	10番	中村保夫	議員
	11番	野道夫	議員	12番	橋場守	議員
	13番	大沼恒雄	議員			

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	西田篤正	君	監査委員	岩寺一之	君
教育委員長	高松慶子	君	農業委員会	会長 中山勝	君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

助役	市橋忠晴	君	収入役	藤間武	君
総務課長	金子幸保	君	地域開発課長	生沼篤司	君
財政課長	辻山典哉	君	農業振興課長	矢野潔	君
住民生活課長	辻広治	君	建設課長	神憲彦	君
和風園園長	中村幸雄	君	旭寿園園長	田中聡	君

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長	篠田繁彦	君	次長	金平嘉則	君
-----	------	---	----	------	---

6. 農業委員会会長の委任を受けて出席した説明員

事務局長 (矢野 潔) 君

7. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長	松田剛	君	議事係長	浅野信行	君
------	-----	---	------	------	---

8. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件名)
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
	議長諸般報告
	産建民生常任委員会所管事務調査報告
	町長の一般行政執行方針並びに教育長の教育行政執行方針
	一般質問
議案第1号	平成15年度沼田町一般会計予算補正について
議案第2号	平成15年度沼田町養護老人ホーム特別会計予算補正について
議案第3号	平成15年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計予算補正について
議案第4号	平成15年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について
議案第5号	平成15年度沼田町介護保険特別会計補正予算について
議案第6号	平成15年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について
議案第7号	平成15年度沼田町水道事業会計補正予算について
議案第8号	調停の提起について
議案第9号	調停の提起について
議案第10号	沼田町みどりの景観等保全基金条例について
議案第11号	沼田町定住促進条例について
議案第12号	沼田町道路占用徴収条例について
議案第13号	沼田町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
議案第14号	沼田町名誉町民に関する条例の一部を改正する条例について
議案第15号	スコーレセンター設置条例の一部を改正する条例について
議案第16号	沼田町廃棄物の処理及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第17号	沼田町火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第18号	沼田町自動車学校設置等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第19号	沼田町交通安全指導員設置条例の一部を改正する条例について
議案第20号	町営バス運行等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第21号	沼田町公共下水道条例の一部を改正する条例について

議案第 22 号	沼田町個別排水処理施設条例の一部を改正する条例について
議案第 23 号	沼田町水道事業条例の一部を改正する条例について
議案第 24 号	沼田町簡易給水条例の一部を改正する条例について
議案第 25 号	沼田町雨竜川総合運動公園設置条例の一部を改正する条例について
議案第 26 号	沼田町化石館設置条例の一部を改正する条例について
議案第 27 号	沼田町民体育館設置条例の一部を改正する条例について
議案第 29 号	平成 16 年度沼田町一般会計予算について
議案第 30 号	平成 16 年度沼田町養護老人ホーム特別会計予算について
議案第 31 号	平成 16 年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計正予算について
議案第 32 号	平成 16 年度沼田町国民健康保険特別会計予算について
議案第 33 号	平成 16 年度沼田町介護保険特別会計予算について
議案第 34 号	平成 16 年度沼田町老人保健特別会計予算について
議案第 35 号	平成 16 年度沼田町公共下水道特別会計予算について
議案第 36 号	平成 16 年度沼田町水道事業会計予算について
議案第 37 号	公平委員会委員の選任について
議案第 38 号	沼田町定住促進基金条例の一部を改正する条例について
同意第 1 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第 39 号	特別職の職員の給与に関する特例条例の一部を改正する条例について
議案第 40 号	教育委員会教育長の給与等に関する特例条例の一部を改正する条例について
発議第 1 号	沼田町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
請願第 1 号	特定疾患医療費補助の削減等に反対する請願について
請願第 2 号	平成 16 年度酪農畜産政策・価格対策に関する請願について
意見案第 1 号	特定疾患医療費補助の削減等に反対する意見書（案）について
意見案第 2 号	平成 16 年度酪農畜産政策・価格対策に関する要望意見書（案）について
意見案第 3 号	地方交付税の制度堅持と総枠確保に関する意見書（案）について
意見案第 4 号	地球温暖化防止のための森林吸収源対策推進を求める意見書（案）について

意見案第 5 号 基礎年金の国庫負担割合 2 分の 1 の早期引き上げと抜本改革の実現を求める意見書（案）について

閉会中の継続審査の申し出について

閉会中の所管事務調査の申し出について

議員の派遣について

(開 会 宣 言)

○議長（吉田好宏議長）これより本日をもって招集されました、平成16年第1回沼田町議会定例会を開会致します。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(会議録署名議員の指名)

○議長（吉田好宏議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、4番久保議員、12番橋場議員を指名致します。

(会期の決定)

○議長（吉田好宏議長）日程第2、会期の決定を議題と致します。会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告を願います。橋場委員長。

(橋場委員長 登壇)

○委員長（橋場 守委員長）平成16年第1回沼田町議会定例会の会期につきまして、議会運営委員会の審議結果を報告申し上げます。

去る3月1日、午後1時30分より議会運営委員と正副議長出席のもと開催致しました。助役・議会事務局より今定例会の提出議案等の概要について説明を受けるとともに、議長からの諮問事項を受けたところであります。これによりますと、本定例会に提出される案件として諸般報告2件、常任委員長報告1件、一般質問、町長8人16件、教育長3人で3件の計19件であります。平成16年度予算8件、平成15年度補正予算7件、一般議案計22件であります。その他、人事案件2件あります。また、議長に提出されました請願書、陳情書、意見書等、8件のうち、3件につきましては、上程すべきものとして取り扱うことで、意見の一致を見たところであります。

以上、付議事件全般について審議しました結果、本定例会の会期としては本日5日より12日までの8日間とすることで意見の一致をみております。

以上、申し上げ、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（吉田好宏議長）お諮り致します。本定例会の会期は委員長報告の通り、本日から12日までの8日間に致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から12日ま

での８日間と決しました。

(議長の諸般報告)

○議長（吉田好宏議長） 日程第３、議長の諸般報告については、前定例会以降の議会の動静、例月出納検査結果報告書を提出しましたので、ご覧願います。

(所管事務調査報告)

○議長（吉田好宏議長） 日程第４、産建民生常任委員会所管事務調査報告を議題と致します。委員長の報告を求めます。室田委員長。

(室田委員長 登壇)

○委員長（室田俊朗委員長）産建民生常任委員会所管事務調査報告。本委員会は、申し出た案件について調査を終了したので、その結果を次のとおり会議規則第７７条の規定により報告する。

〔以下、調査報告朗読〕

○議長（吉田好宏議長） 委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します。本件は委員長報告のとおり、受理することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって本件は、委員長報告のとおり受理することに決しました。

○議長（吉田好宏議長） 日程第５、町長の一般行政執行方針並びに教育長の教育行政執行方針を議題と致します。始めに町長。

(西田篤正町長 登壇)

○町長（西田篤正町長）平成１６年第１回定例会を召集申し上げましたところ、全議員のご出席を賜りました事を心から御礼を申し上げまして、平成１６年度町政執行方針を只今から申し上げたいと思います。

(以下、平成１６年度町政執行方針を朗読)

○議長（吉田好宏議長） 次に、教育長。

(篠田繁彦教育長 登壇)

○教育長（篠田繁彦教育長）平成１６年第１回沼田町議会定例会の開会に当たりまして、教育委員会の所管行政に関する主要な方針について申し上げます。

(以下、平成１６年度教育行政執行方針を朗読)

○議長（吉田好宏議長）以上で、行政執行方針を終わります。ここで、休憩を致します。

1 1 時 1 4 分 休憩

1 3 時 3 2 分 再会

（議案の一括審議）

○議長（吉田好宏議長）ここで、議案の一括審議について、お諮りいたします。この際、日程第 6、議案第 29 号、平成 16 年度沼田町一般会計予算についてから、日程第 13、議案第 36 号。平成 16 年度沼田町水道事業会計予算についてまで、予算 8 件。日程第 14、議案第 11 号。沼田町定住促進条例についてから、日程第 31、議案第 27 号。沼田町民体育館設置条例の一部を改正する条例についてまで条例改正等 18 件を一括して議題に致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、日程第 6、議案第 29 号、平成 16 年度沼田町一般会計予算についてから、日程第 13、議案第 36 号。平成 16 年度沼田町水道事業会計予算についてまで、予算 8 件。日程第 14、議案第 11 号。沼田町定住促進条例についてから、日程第 31、議案第 27 号。沼田町民体育館設置条例の一部を改正する条例についてまで条例改正等 18 件を一括して議題と致します。

お諮り致します。この際、議案の朗読を省略し、議員全員による予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、議員全員による予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮り致します。ただいま設置されました、予算等審査特別委員会の正副委員長につきましては、委員会条例第 8 条第 2 項の規定にかかわらず、議長より指名する事に致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、正副委員長につきましては、議長から指名することに決定致しました。それでは、議長から指名致します。

委員長に、久保 寛君、副委員長に、野 道夫君を指名致します。お諮り致します。只今、指名致しましたとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、予算等審査特別委員会の正副委員長は、ただいま指名致しましたとおり決定を致します。

（一 般 議 案）

○議長（吉田好宏議長）再会致します。日程第３２、議案第１０号。沼田町みどりの景観等保全基金条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）議案第１０号 沼田町みどりの景観等保全基金条例について。沼田町みどりの景観等保全基金条例を別紙のとおり提出する。平成１６年３月５日提出。沼田町長名でございます。１頁おめくり頂きまして、基金条例の全文の朗読は省略させて頂きたいと思います。

提案理由をもう上げます。本基金につきましては、みどりを中心とした景観の保全、それから将来に残すべき環境財産の継承。こういったものを、地域の連帯や町民との協同で推進するために設置をするものであります。基金の対象とする事業は、第５条で規程してございますとおり、地域連帯や地域コミュニティによって実施されます。一つ目には、保存すべき街路樹等の保全。二つ目に、公園における樹木等の保全。三つ目に、道路沿線の緑化。四つ目と致しまして、その他町長が認めるものを対象事業と致しまして、これら事業にかかります経費について基金で支援をするものでございます。

なお、当該基金の積み立て原資につきましては、附則の第２項に定めたとおり、平成４年設置の緑とせせらぎ基金又、平成５年設置の、ふるさと・水と土保全基金この両基金の設置目的が類似をしていること、更にこの両基金については過去、活用した実績がない事から利活用を図るため、今回廃止統合をして、その残額を本基金に組換えをしようとするものでございます。以上、提案説明に替えさせて頂きます。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論には入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第１０号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第３３、議案第８号 調停の提起についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）議案第８号 調停の提起について。

〔以下、朗読説明〕

平成１６年３月５日提出、沼田町長名でございます。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第８号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第３４、議案第９号 調停の提起についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（神 憲彦課長）議案第９号 調停の提起について。

〔以下、朗読説明〕

平成１６年３月５日提出、沼田町長名でございます。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第９号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第35、議案第1号。平成15年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）議案第1号 平成15年度沼田町一般会計補正予算について。平成15年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成16年3月5日提出。沼田町長名でございます。別冊の補正予算第4号の1頁をお開き願いたいと思います。

〔以下、補正予算第4号説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。12番。

○12番議員（橋場 守議員）28頁の3目、介護支援費なのですが、介護予防生活支援事業委託料が減っているのですが、歳入で道から補助が入ってきているのですが、どうしてこれだけ余るのか。どういう事業をやれなかったのか、聞きたいと思います。

それから、33頁の農業の19節です。農業生産組合組織育成支援事業補助金が1千万円ですから、大きな額です。これは、法人を育成するためのお金なのかどうかお聞かせ頂きたい。

それから、34頁の加工場の原材料だったと思いますが、歳入の方で、加工場のやつが減っているのです。売上げが減ったのだけれども、作っていないという事なのですよね、原材料の買う分が減っていますから。結局売れる見込みが無かったのか、それとも新製品を作る計画ができなかったのか、どういう訳なのでしょう。

○議長（吉田好宏議長）住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）28頁、介護支援費の介護予防生活支援事業委託料の関係ですが、この部分につきましては、当初見込みで数値を上げているところですが、基本的にこの利用といいますか実績が少なかったという事で、今回補正減をした訳です。これに係わります、歳入の部分ですが、16頁でそれぞれ、やはり介護支援の部分にかかる補助金関係も減額をしております。以上です。

○議長（吉田好宏議長）12番。

○12番議員（橋場 守議員）一再― それは分かります。町が予定していた事業をやらなかったから、道から入ってこない訳ですね。状況をみると、実績に対しての関係だと思うのです。初めは、どんな事業を計画していたのか。

○議長（吉田好宏議長）住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）事業の内容と致しましては、それぞれ給食サービスですとか、寝具の乾燥サービス、大きいものでは短期の宿泊事業等をやっております。種類については、結構な項目がありますので、全てという事になりますと、もう1回改めてやっている部分について報告をしたいと思います。

支援関係では、生活管理指導員の派遣の事業、ヘルパーさんの派遣関係です。それから、軽度生活支援という事で、除雪だとか、簡易な作業のもの、これは社協等に委託をしながらやっている部分でございます。それから、先程言った配食サービスの委託料。それから、生きがい活動支援の通所事業ということで一連の事業関係でございます。以上です。

○議長（吉田好宏議長）農業振興課長。

○農業振興課長（矢野 潔課長）まず、農業生産法人の育成支援事業の関係でございますけれども、今回補正減が約1千万円ですが、当初予算で約1,300万円程度でございました。この予算では、法人が1法人設立を見込んでございまして、この設立法人には1件、約150万円くらい見込んでいました。更に、合わせて法人の設立は勿論でありますけれども、協業化という事で、かなりこの辺を中心に進めようとした訳であります。特にこの中ではコンバインの協業化、コンバインも色々な価格的に格差がありますけれども、800万円、900万円というコンバインになりますけれども、これらの一部の補助金、そういったもの或いはその関連農機具等の協業化に対する予算を見込んでおりました。

結果的には、協同してビートの移植機でありますけれども、これらが対象となって1,300万円の内、約300万円が消化をした。今後、年度末に向けては見込みがございませんので、とりあえず1,000万円の減額となった経緯でございます。

それから次に、農産加工場でございますが、これにつきましても約1千万円の減額ということでございまして、歳入につきましても、今回約1,570万円の補正をさせて頂きますけれども、いずれも主力はトマトでありますけれども、それ以外の加工委託、こういった分野で若干当初見込みよりも減額となっております。特に、それらを受注した場合には、原材料が今回約500万円程度、調味料を含めると730万円、缶を入れると34頁の原材料であります。770万円で約800万円ほどに加えて、人件費が不用になったという事で、いわゆる受注している加工、例えばツナ2缶、大きな缶詰であります。こういったものの受注が減少したのが主な原因でございます。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか。12番。

○12番議員（橋場 守議員）一再々 28頁の件については、もっと町民の協力者に色々頼めば、まだ事業拡大していくのではないかと思います。例えば、除雪やなんかでも、外出を支援するとなると玄関の雪を投げなければならないです。

ね、そういう事業を増やしていったって、折角道から来るのですから、事業を満度に見えるような努力も必要ではないかと思うのですが、不可能なのかどうか。

それから、協業化の問題については、ちょっとよく分からないので後で良いですが、34頁の加工場の減額なのですが、当初予算に対する減額ですから、これは当初の予算が見込みより無理したのかもしれませんので、仕方ないと思いますが、前年度に比べて、総額で減ってしまうのかどうか、それと売れ行きの良い物と悪い物があると思うのですが、トマトの原材料が入らなかったのかもしませんが、山菜の加工等で売れ残っているものはあるのか。例えば、ウドだとか、フキだとかを作りますよね、私は見ててもし、それが売れ残っているとしたら、都会の人は知らないから、これがフキだと思って食べるとかと思って食べるのかもしませんが、沼田町の加工場で作ってる、例えばウドは70cm以上でないと駄目だとか、フキはもっと大きくないと駄目だとか、あの時期なると旬が過ぎたやつなのです。沼田町で良いフキを食べている人は、絶対買って食べないのです。ですから、採る時期なども考えて、もし売れ残っているとしたら、そういう食べて美味しい時期になんとか収穫するようにしないと、ウドだってあのようになつたら、ただ凄い蒸気か何かで、やわくはするけども、香りも何もかも抜けてしまっている時期なのです。そんな所を考えてはどうかと思うのですが、全年度との対比でどうなったのか聞かせて下さい。

○議長（吉田好宏議長）先に、住民生活課長から。

○住民生活課長（辻 広治課長）事業の拡大といいますか、そういった部分については、利用者の必要としているニーズといいますか、どういうものがほしいとか、どういった事をやってほしいということを十分検討しながら、予算措置をしているつもりはございますが、現実にはこれだけの数字が残るという事は、その部分が的確に把握できていなかった部分があると思います。今後、予算措置する段階で検討していきたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、農業振興課長。

○農業振興課長（矢野 潔課長）後段の、食味といいますか、その辺については参考にさせて頂きたいと思います。

こまかな数字はちょっと手元に無いのですが、一応前年に比較をして、約8,000万円から9,000万円の全体的な経費、決算になっておりますが、これが売上げも約1割程度減少する見込みであります。そのような事から、原材料の費用も同額減少するものでございます。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか、他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論にはありません。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第1号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第36、議案第2号 平成15年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。和風園園長。

○和風園長（中村幸雄園長）議案第2号 平成15年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成15年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成16年3月5日提出、沼田町長名でございます。

〔以下、補正予算第3号内容説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。13番。

○13番（大沼恒雄議員）6頁の歳出の、職員の超過勤務手当の減が、229万円という事なのですが、これはどういう形の中でこのような減額になったのでしょうか。

○議長（吉田好宏議長）和風園長。

○和風園長（中村幸雄園長）超過勤務手当等については、当初予算の中で、職員の給与の6%という事で当初予算を組む訳でございます。全体的な運営の中で、職員の早出とか、遅くまでの時間がかかなり超過しますのです、その辺を職員と協議した中で、朝早く出る方は夕方3時半に帰って頂く。それら時差出勤という形で調整させて頂きまして、それらを整理しますとこれだけの金額が残ったという事でございます。

○議長（吉田好宏議長）13番。

○13番（大沼恒雄議員）一再— 説明は分かったのですが、それには正職員さんだけ、それとも、臨時職員さんも含めてそういう形をとられたのでしょうか。

○議長（吉田好宏議長）和風園長。

○和風園長（中村幸雄園長）これにつきましては、この減額には臨時職員は入っておりませんが、全職員を対象にそれぞれ調整をさせて頂いております。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか。他に。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第2号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第37、議案第3号 平成15年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。旭寿園園長。

○旭寿園長（田中 聡園長）議案第3号 平成15年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成15年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成16年3月5日提出、沼田町長名でございます。

〔以下、別冊補正予算第4号内容説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。13番。

○13番（大沼恒雄議員）歳出の方の臨時職員賃金の減額、270万円についてだけ説明をお願いします。

○議長（吉田好宏議長）旭寿園長。

○旭寿園長（田中 聡園長）7節の賃金の270万円ですが、当初利用者に対する訓練士、機能回復訓練をするという事で、できれば賃金で退職した人で、やれる人を大分探したのですが、なかなかこの訓練士という対象者は難しく、現在の所見つけることができませんでした。その辺そっくり余ってしまいましたので、減額させて頂きました。

○議長（吉田好宏議長）はい、13番。

○13番（大沼恒雄議員）その訓練士さんは、いないという事で落としたのだけでも、今回また上げて、これからも探していくという形で考えていっているのですか。

○議長（吉田好宏議長）旭寿園長。

○旭寿園長（田中 聡園長）それで、色々模索して、新年度においてもう一度、探す事に挑戦しています。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか。他に。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第3号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第38、議案第4号 平成15年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）議案第4号 平成15年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について。平成15年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成16年3月5日提出、沼田町長名でございます。

〔以下、補正予算第3号内容説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第4号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第39、議案第5号 平成15年度沼田町介護保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課

長。

○住民生活課長（辻 広治課長）議案第 5 号 平成 1 5 年度沼田町介護保険特別会計補正予算について。平成 1 5 年度沼田町介護保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成 1 6 年 3 月 5 日提出、沼田町長名でございます。

〔以下、補正予算第 3 号内容説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。1 2 番。

○1 2 番議員（橋場 守議員）9 頁の介護サービス等諸費の介護給付費が減ったというのは、考え方でいうと、二つか三つあるのです。沼田町は元気な人ばかりになって、介護を受ける人がいなかったのか、それから、収入が足りなくて利用費を払えなくて我慢しているというのと、正反対の方で減額となるのかどっちなのか。教えて頂きたい。

それと、歳入の方で国庫支出金だとか、補助金・道支出金だとか、これらが減っているのです。ところが、介護保険料だけは増えているという事は、比率がある訳ですから、これは計算の違いなのかどうか。

○議長（吉田好宏議長）住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）回答が前後しますが、まず介護保険料の関係なのですが、今回の増額補正につきましては、年度途中からの対象者が増えてくるわけですが、その人達の部分が所得は前年度の所得でいくものですから、結構介護保険料の部分も階層の高い部分に位置してくるという事もありまして、この数字になってきていると思います。

それから介護保険料については、1 5 年度、去年その額を決定させて頂いたところです。ちょっと勉強不足で申し訳ないですが、その介護保険料が、こういう事業が減ったからといって、決定した金額を改めてまた金額を変えろという事にはならない。それで、その介護保険料の額の決定した部分については、それぞれ 1 号保険者等の人数だとか、要介護度の関係でそれぞれどれだけの年間事業量があるのか、という事を試算をし、そして 3 年間の平均で数字を出しているものですから、今回事業が減ったからといって道だとか、国はたしかに落ちるのですけども、介護保険料については、そういう事で落ちない。

それから、先程の利用者ですか、給付関係が落ちている部分につきましては、詳細な分析、それからここに資料は持ち合わせてはいないのですけども、それぞれの事業関係で当初の予定に対してどれだけ落ちたか、個々のサービス内容をちょっと検討しなければ、議員からご指摘あります内用等、本当にどうだったのかについてはちょっと今ここで回答できる状況にないので、お許し願いたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか。他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第5号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第40、議案第6号 平成15年度沼田町公共下水道特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（神 憲彦課長）議案第6号 平成15年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について。平成15年度沼田町公共下水道特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成16年3月5日提出、沼田町長名でございます。

〔以下、補正予算第3号内容説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第6号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第41、議案第7号 平成15年度沼田町水道事業会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（野々宮 宏課長）議案第7号 平成15年度沼田町水道事業会計補正予

算について。平成15年度沼田町水道事業会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成16年3月5日提出、沼田町長名でございます。

〔以下、補正予算第2号内容説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第7号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第42、議案第28号 沼田町道路線の変更についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（神 憲彦課長）議案第28号 沼田町道路線の変更について。道路法第10条第2項の規程によって沼田町道路線を下記のとおり変更する。以下、お目通しを頂きたいと思います。平成16年3月5日提出、沼田町長名でございます。

今回の変更につきましては、東予西線につきましては、後に図面を添付させて頂きましたが、東予幹線との合流点において、今年度実施致しました道路改良工事により、東予幹線の道路幅員が拡幅されたことにより、東予西線の延長が1m減少するものでございます。

次に、恵北幹線についても同様に口美葉牛幹線との交差点部において、今年度実施致しました道路改良工事により、口美葉牛幹線の道路幅員が拡幅されたことから恵北幹線の延長が1.62m減少するものでございます。以上ご説明申し上げますので、ご審議のほど宜しくお願いを致します。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第２８号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

（サンデー議会の開議宣言）

○議長（吉田好宏議長）ここで、議長から開議日時の宣言を致します。３月７日（日曜日）は通常は休会日となりますが、会議規則第１０条第３項により、サンデー議会開催のため、開議時刻どおり開会します。午前１０時。

（延会宣言）

○議長（吉田好宏議長）お諮り致します。本日の会議は、これで延会致したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本日は、これで延会することに決しました。大変、ご苦勞様でした。

１５時０１分 延会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員